



暮らしの判例

国民生活センター 消費者判例情報評価委員会



消費者問題を考えるうえで参考になる判例を解説します

後出しマルチが不法行為に当たり、セミナー講師も共同不法行為責任があるとして講師に損害賠償を命じた事例

本件は、消費者Xが、A社との間で代理店契約を締結し同社に対しソフトウェアの購入費用を支払った事案において、Yらが共謀してマルチ商法であることを秘して勧誘したもので共同不法行為に当たるとしてセミナー講師Yに対して損害賠償を求めたものである。本件ソフトの内容はおよそ100万円に足りる内容とは到底認められず、また、Yは、事業者代表取締役らと共謀し、若者をセミナーに参加させ最終的に本件契約を締結させることを企図していたことが推認されるとして、いわゆる後出しマルチ商法と評価でき、Yらによる本件契約締結に向けた一連の勧誘行為は詐欺の不法行為に当たるとして請求を認容した事例である。

(東京地方裁判所平成28年11月10日判決、LEX/DB)

原告：X(消費者)
被告：Y(本件セミナーの講師を務めた者)
関係者：A：マルチ商法の運営業者
B：アルバイト先の上司
C：勧誘者
L：消費者金融会社

事案の概要

若者Xは、2014年、アルバイト先のパチンコ店で、同店の正社員であり上司であるBと知り合い、同年7月頃、Bから「最近、たくさんの仲間と一緒に稼ぐ場を見つけた、現時点でも既にお金はいろいろ稼いでいる、ギャンブルの必勝法を人に教えることで儲けることもできる、話だけでも聞きに来ないか」などと誘われた。

そこで、Xは、誘われるままに、同日の夕方、Bとともに喫茶店に行った。その喫茶店において、XはBからCを紹介され、同人から、Aという会社に関する説明を受けた。そのなかで、海外ではブックメーカーという賭け事が主流となっており、そのオッズの差を利用したアービトラージという必勝法があり、それを簡易に行えるシステム(本件ソフト)を販売しているという説明を受けた。Xは、もっと上位のお金を稼いでいるすごい人が話をしてくれると言われたの

で、セミナーに参加して、話を聞くこととした。

Xは、前述のセミナー参加後にBから、Aと契約を締結して入社するには100万円で本件ソフトを購入しなければならないと言われたが、そのようなお金はない旨を答えたところ、Aの代表者、BおよびCから、消費者金融Lに行くよう指示された。そこで、Xは、Bに付き添われてLに行き、主にA代表者から指示されたとおり、申込書に月収25万円などと虚偽の記載をして、Lとの間で基本契約を締結し、午後7時38分から40分にかけて、合計100万円を借り受けた。

Xは、午後8時前に喫茶店に戻り、Yが講師を務める本件セミナーに参加した。本件セミナーは、代理店向けのもので、毎週、水曜日と日曜日は午後8時から、金曜日は午後9時から実施されており、Xは、本件セミナーにおいて、「Bさんの部下のXです」などと自己紹介した(なお、本件セミナー開催は2014年7月の日曜日であった)。本件セミナーでは、本件ソフトに

関する直接の言及はなかったが、ブックメーカーやアービトラージ、アフィリエイト等に関する説明はされた。また、Aの代理店(加盟店)になる者の募集は2014年7月で締め切る旨の説明がされた。セミナーの終了後、Xは、本件契約書に署名押印するとともに、A代表者から指示されたとおり、加盟店契約締結に関する交付書面に「本契約は加盟店契約を締結するもので、連鎖販売取引業者になるものではないものと理解しています」などと記載して署名押印し、A代表者に対し、100万円を手渡した。

Xは、その後2014年7月中に、Bに対し、解約したい旨を述べたところ、Bは、Xに対し、「返品できないし、返金もできないと契約書に書いてある」と述べ、さらに「人に本件ソフトを買うように勧めればよく、1人紹介すれば30万円もらえ、自分はもう3人紹介したからほぼ元を取った」などと述べた。

Xは、その翌日付けで、A社に対し、本件ソフトの購入についてクーリング・オフによる解除をする旨をはがきで通知した。しかし、Aからは返金されなかった。そこで、Xは、セミナーの講師Yに対して不法行為に基づく損害賠償請求訴訟を提起したのが、本件である。

理由

(1) 売買契約の目的物のソフトについて

認定事実によれば、本件ソフトは、アービトラージを簡易に行えるようにするためのシステムである旨がうたわれているところ、本件ソフトのうちマニュアルに当たるものは、メールアドレスやSNS*¹の登録方法等を案内したものに過ぎず、その全体の内容からしても、およそ100万円を支払うに足りる内容で構成されたソフトとは到底認められない(なお、Xによれば、本件ソフトは、2枚のディスクで構成され、そのうちの1枚についてはパソコン等で再生できず内

容を確認できないとのことであるが、前述の認定説示のとおりマニュアル部分の内容からすれば、本件ソフトが全体として100万円の対価に値するものでないことが推認される)。

(2) Yの本件責任について

Xは、Bから、稼ぐ場所を見つけたから話を聞かないかなどと誘われ、喫茶店に行き、Cから会社に関する説明等を受け、Bから本件契約を締結するには100万円が必要であると言われたため、B、A代表者およびCの指示によりLから100万円を借り入れている。Yはその後に開催された本件セミナーにおいて初めて登場しており、それまでの間に、YがXに対し本件契約を締結し、本件ソフトを購入することを直接に勧誘したとは認められない。

もっとも、Yは、本件セミナーにおいて、A代表者から「独立されている方」と紹介されていることが認められるものの、他方で、Y自ら、Aのビジョンとして、代理店募集は今年(2014年7月)で終了となり、それ以降は別の事業に切り替わるとか、代理店募集をやめてユーザー集めをしてほしいなどといった説明をしていることが認められ、これによれば、Yは、A代表者らとともに、Aの事業運営について相当程度関与していることが推認される。

また、Xは、本件セミナーが開始する前に100万円を借り入れているものの、本件契約を締結し100万円を支払ったのは本件セミナーに参加した後であることや、本件セミナーは代理店向けのものであるものの、Y自身、このような胡散臭い話を聞いてインターネットビジネスを始めた旨を述べており、セミナーの内容からしても、Aと契約を締結して代理店となるか迷っている者が参加しても何ら矛盾しない内容であると認められることも併せ考慮すると、Yは、BやA代表者らと共謀して、Xのような若年者をして、セミナーに参加させ、最終的に本件契約を締結することを企図していたことが

* 1 原文の大手SNS事業者の名称を変更している。



推認されるというべきである。

(3) 後出しマルチの違法性について

そして、認定事実のとおり、Xは、本件契約を締結した後日、Bから、人に本件ソフトを買うように勧めれば1人当たり30万円もらえるなどと言われているところ、本件契約を締結するに当たっては、同締結が連鎖販売取引業者になるものではないと理解している旨を記載するよう指示されており、本件契約書にも前述の紹介料に関する記載が見当たらないことからすれば、本件はいわゆる後出しマルチ商法と評価できるものであって、前述の認定説示の本件ソフトの内容等も併せ考慮すると、Xは、本件契約の性質や本件ソフトの内容を知っていれば、本件契約を締結しなかったものと認められるから、Yらによる本件契約締結に向けた一連の勧誘行為は、Xに対する詐欺行為として不法行為を構成するものというべきである(損害として認められた金額は、代金としてAに支払った金額全額の100万円と弁護士費用10万円の合計110万円である)。



解説

(1) 特定商取引法による規制のポイント

ー連鎖販売取引の規制の概要

いわゆるマルチ商法(マルチレベルマーケティング・プラン)の一部は、次のように特定商取引法による連鎖販売取引として規制されている。

同法では、連鎖販売取引に関しては、事業者に対して、広告規制、概要書面や契約書面の交付義務、不当な行為の禁止規定(勧誘の方法・内容などやクーリング・オフの妨害行為など)を定め、違法行為を繰り返す取引の公正を阻害したり、消費者被害の拡大の危険性が高い業者に対しては最大で2年間の業務停止命令や、業務停止命令とともに会社の役員や違法行為につき主導権を持つ従業員に対して禁止命令を行う

ことができ、行政処分をした場合には業者名や氏名、処分の内容の公表を義務づけている。

消費者の被害救済のための民事ルールとしては、契約書面を消費者が受け取った日から20日間のクーリング・オフ制度、勧誘の際の不実告知や不告知による誤認を取り消し原因とする取消制度、販売員を途中でやめることができる中途解約制度(一定の要件を満たした場合には、返品制度もある)などを設けている。

連鎖販売取引の要件のポイントは、契約の締結の際に「特定利益が得られる」として誘引していることである。契約の締結に至るまでに、「特定利益が得られる」ことによる広告や勧誘が一切ない場合には、連鎖販売取引の重要な要件を満たしていないことになり、規制は及ばない。

「特定利益が得られる」とは、具体的に言えば、本件契約をして販売員の地位を獲得し、自分がさらに販売員を勧誘し契約させることにより利益が得られるので契約しないかと、「販売員を増やすことにより儲かること」を広告や勧誘で明示していることを指す。

つまり、特定商取引法の連鎖販売取引の規制は、マルチ商法そのものを規制するのではなく、そのうちの広告や勧誘において「特定利益が得られる」とうたっているものに限定する規制内容となっているのである。

(2) 最近の若者被害の傾向

近年では、若者を中心に「儲け話」のトラブルが増加していることが全国の消費生活相談窓口寄せられる相談内容の分析から指摘されている^{*2}。相談内容の中では、バイナリーオプションに関する相談が増加しており20歳代が66.5%を占めているという。この中には、いわゆる後出しマルチによるものも含まれているものと推測できる。

また、国民生活センター、2019年7月25日の報道発表「友だちから誘われても断れますか? 若者に広がる『モノなしマルチ商法』に注

*2 独立行政法人国民生活センター、2019年12月16日「消費者問題に関する2019年の10大項目」
http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20191216_1.html

意！」*³によれば、健康食品や化粧品などの「商品」に関するマルチ商法のほかに、ファンド型商品、暗号資産、海外投資、アフィリエイトなどの儲け話を対象にする「モノなしマルチ」の割合が、「商品」に関するマルチ商法を上回ったことを指摘している。このように「儲け話」の内容は、さまざまなものがあるが、儲ける方法などの情報はUSBメモリ、DVD、PDFファイル、セミナーへの参加、動画の配信など多様化している。これらを「情報商材」と呼んでいる。

共通しているのは、これらの情報商材を購入するためには50万円程度から100万円台を支払う必要があることである。そして手持ちの資金がないため、「お金がない」と断ると(傾向として金銭的に裕福でない若者がねらわれる)、「すぐ儲かるから、消費者金融(消費者が学生の場合には学生ローン)で借りて支払えばよい」「借金は1、2カ月で儲けで返済できる」「自分もそういう方法で契約して返済した」などとそのかし、借金させて支払わせている点である。

さらに、多くのケースでは、消費者金融から目的の金額を借り入れるために、収入や借金の使途について虚偽の申告をするようにそのかしている。消費者は「すぐに返済できるなら」とたいした罪悪感もなく、業者に言われるままに借金して払ってしまう。

(3) 後出しマルチの実態と問題点

以上のように若者に多発している「儲け話」に関するマルチ商法の中には、最初の勧誘では「この情報に従って投資すれば(あるいは、仕事をすれば)簡単に誰でも儲かって、青年実業家になれる」「普通、事業を自分で始めるためには多額の資金が必要だが、この儲け話の場合にはたった50万円で(あるいは100万円程度で)青年実業家として成功できる」などと述べるだけで、「儲けるノウハウ」を手に入れるための契約を締結する際には、「特定利益」が得られるしくみの説明は受けていない場合が少なくないの

ある。しかし、借金までして手に入れた情報は、本件判決が指摘しているような、高額な対価に見合わないほとんど価値のないものであり、加えて消費者金融等から借金して支払っているため、返済はしなければならず、返済期限が迫ってきても儲からないために返済できない事態に追い込まれて焦る。業者らは、このタイミングを見計らって「友だちを誘って契約させれば、1人当たり〇万円の収入になる。〇人勧誘すれば借金なんて簡単に返済できるし、儲けにもなる」などと特定利益による利益が得られることを持ち出す。借金で追い詰められている若者は、この話に飛びついて加害者となっていくのである。

このように、まず高額な情報や商品などを儲かると勧誘して購入させ、借金の返済に困る事態に追い込み、商品や役務の購入契約後に「特定利益」を持ち出す手口から「後出しマルチ」と呼んでいる。

後出しマルチは連鎖販売取引には該当しないために、特定商取引法の規制が及ばない。連鎖販売取引としてはクーリング・オフなどによる消費者救済の制度が使えないのである。

(4) 本件判決の意義

訪問販売や電話勧誘販売に該当する場合には、クーリング・オフが可能である。しかし、後出しマルチのしくみそのものが、(3)で指摘したように違法性が高いものである。また、後出しマルチの業者は数カ月～数年という短期間で閉鎖したり行方不明となることが多く、情報商材の販売会社相手の返還請求は現実的ではないことがある。本件は、こうした事例について、後出しマルチの違法性を指摘し、不法行為を構成すること、セミナー講師も共謀していたとして共同不法行為に基づく損害賠償を命じた事例であり、同種の事例の参考になる。

※参考判例なし

(後出しマルチに関する公刊されている判決は見当たらない)

* 3 http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20190725_1.html